

農用地区域除外の申し出における連絡事項・注意事項

- ・ 農振除外は個々の申し出に対する審査を経て農業振興地域整備計画の変更を行います。
- ・ 追加書類や追加説明等をお願いする場合がありますが、同時期に提出された申し出のうち1つでも遅れると全体の審査の遅れとなります。ご協力をお願いいたします。
- ・ 申し出の前に農業委員会事務局に農地転用や農業者年金等をご相談のうえ、申し出してください。農地区分の確認には1週間以上かかる場合があります。
- ・ 開発行為を含む事業完了に必要な許認可については、「他法令規制の協議状況チェックシート」に基づき見込みを確認してください。
- ・ 「他法令規制の協議状況チェックシート」に記載箇所はありませんが、建築物や工作物の設置を伴う場合は、建築指導課へも許認可や届け出等について確認を行ってください。
- ・ 許認可の見込みを確認するまでに計画内容を具体化してください。
確認後に計画を変更すると、許認可の見込みが変わり事業を実施できなくなる場合があります。
- ・ 申し出を受け付けた後、農政課から担当部署に許認可の見込みを確認します。
事前に見込みを確認した計画と、農振除外の申出時の計画が異ならないようにしてください。

- ・ 許認可の見込みに疑義があり内容確認に時間を要する場合、他の申し出者の審査に影響が出ないよう審査対象から外すことがありますのでご了承ください。
- ・ 農振除外の完了後に、他法令における協議の結果、許認可が下りない場合や計画変更により事業を実施できなくなった場合は、農用地に再編入していただくことがありますのでご了承ください。
- ・ 除外申出書の標準的な処理期間（農振除外が完了するまでの期間）は、8～9ヶ月ですが、関係機関の協議によりさらに時間がかかる場合があります。
- ・ 受付により除外が保証されるわけではありません。協議により除外が不可となる場合もあります。
- ・ 地域計画に位置付けられている農用地を農振除外したい場合は、先に地域計画から当該農用地を外す手続き（地域計画の変更）が必要です。

地域計画対象地の場合は、次ページも参照ください

地域計画に位置図けられている農用地について

※このページは、農振除外したい農用地が地域計画に含まれない場合、参照不要です。

- ・ 地域計画の変更は、地域における協議や公告・縦覧などの手続きが必要なため完了までに3～4か月程度かかる場合があります。
- ・ 内容に疑義があり地域における協議が整わない場合や、公告・縦覧期間中に意見が提出された場合は、地域計画の変更に時間を要します。
その場合は、農振除外の手続きが大幅に遅れる可能性があります。
- ・ 受付により地域計画の変更が保証されるわけではありません。協議により不可となる場合もあります。
- ・ 地域計画が変更されても、農振除外が必ず認められるわけではありませんので、ご注意ください。